

児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験内容及び必要年数について

要件(以下の A～C の **いずれか** を満たしていること。)

- A. **イ**及び**ロ**の期間が通算して**5年以上**、かつ、**ハ**の期間を除外した期間が**3年以上**であること
 B. **ニ**の期間が通算して**8年以上**、かつ、**ホ**の期間を除外した期間が**3年以上**であること
 C. **イ**、**ロ**、**ニ**を通算した期間から、**ハ**、**ホ**を除外した期間が**3年以上**かつ、**ヘ**の期間が通算して**5年以上**であること

イ：相談支援の業務

下記の「1から6」に掲げる者が、**相談支援の業務**(下記の対象者及び業務)に従事した期間

対象者:身体上もしくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者、又は児童(P25【★】)

相談支援の業務とは? ⇒ 上記の対象者に対して、日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

要件 A： **イ**及び**ロ**の期間が通算して**5年以上**、かつ、**ハ**の期間を除外した期間が**3年以上**であること

1	一般相談支援事業、特定相談支援事業、地域生活支援事業、障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業の従事者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
2	児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、身体障がい者更生相談所、精神障がい者社会復帰施設、知的障がい者更生相談所、福祉事務所、発達障がい者支援センターの従業者、高次脳機能障害者支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
3	障がい児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
4	障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
5	学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)【P25※】の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
6	病院、診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、 ロ の有資格者、 イ の「1から5」までの従事期間が1年以上に限る。)、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者(P25【◆】)

ロ：直接支援の業務

- ① 社会福祉主事任用資格者(要件は[厚生労働省HP](#)を参照)・ ② 訪問介護員2級以上に相当する研修修了者 ・
 ③ 保育士 ・ ④ 児童指導員任用資格者(要件は P14 参照) ・ ⑤ 精神障がい者社会復帰指導員

下記の「7から 11」に掲げる者であって、上記の①から⑤に該当する者が、**直接支援の業務**(下記の対象者及び業務)に従事した期間

支援の対象者:身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者、又は児童(P25【★】)

直接支援の業務とは? ⇒ 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して、介護に関する指導を行う業務、又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練やその他の支援並びにその訓練等を行う者に対して、訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練や職業教育等の業務

要件 A： **イ**及び**ロ**の期間が通算して**5年以上**、かつ、**ハ**の期間を除外した期間が**3年以上**であること

7	障がい児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るもの(以下「療養病床関係病室」という。))の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
8	障がい児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障がい福祉サービス事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業(以下「老人居宅介護等事業」という。))の従事者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
9	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者(P25【◆】)
10	特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
11	学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)【P25※】の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者

ハ：「□の①から⑤」である者の【老人福祉・介護老人保健施設等】での相談・直接支援の業務

※ハの期間の経験のみで、児童発達支援管理責任者の実務経験要件は満たしませんので、ご注意ください。(P24 要件 A・C 参照)

以下①、②の期間を合算した期間

- ① 老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、居宅介護支援事業、介護予防支援事業(その他これらに準ずる施設・事業)の従業者(これらに準ずる者)が、**相談支援の業務**(その他これらに準ずる業務)に従事した期間
- ② 老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、療養病末関係病室(その他これらに準ずる施設)の従業者、老人居宅介護等事業(その他これらに準ずる事業)の従業者、特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所(その他これらに準ずる施設)の従業者であって、「□の7から11」である者が**直接支援の業務**に従事した期間

二：「□の①から⑤」でない者の直接支援の業務

要件 B：二の期間が通算して8年以上、かつ、ホの期間を除外した期間が3年以上であること

□の「7から11」に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者・訪問介護員2級以上に相当する研修修了者・保育士・児童指導員任用資格者・精神障がい者社会復帰指導員(「□の7から11」のいずれでもない者が、**直接支援の業務**に従事した期間

ホ：「□の①から⑤」でない者の【老人福祉・介護老人保健施設等】での直接支援の業務

老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、療養病末関係病室(その他これらに準ずる施設)の従業者、老人居宅介護等事業(その他これらに準ずる事業)の従業者、特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所(その他これらに準ずる施設)の従業者であって、「□の7から11」でない者が**直接支援の業務**に従事した期間

ハ：国家資格に係る業務

要件 C：イ、□、二を通過した期間から、ハ、ホを除外した期間が3年以上かつ、ハの期間が通算して5年以上であること

※「下記の当該資格に係る業務」に従事した期間と、「イ・ロ・ニ」に従事した期間が重複している場合には、どちらも通算することが可能です。

(例:「下記の資格に基づく当該資格に係る業務」の経験が5年以上あり、そのうち3年以上がハ、ホを除外した「イの相談支援業務」「□の直接支援業務」「二の「□の①から⑤」でない者の直接支援の業務」であれば、8年以上の実務経験ではなく、当該5年以上の実務経験のみで要件を満たします。(資格取得前のイ、□、二の従事期間を含む。))

下記の資格に基づき「当該資格に係る業務」に従事した期間

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師

【★】対象者のうち【児童】とは？

児童福祉法第4条第1項に規定する児童(18歳未満)のことです。(障がいの有無は問いません。)

【※】学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)とは？

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校を対象とします。

【◆】医師・看護職員については、病院や訪問看護ステーション等において障害児及び児童を直接支援した場合に、その経験年数が実務経験に算入できます。

【□の①】社会福祉主事任用資格者とは？ ⇒ [厚生労働省HP](#)(外部サイト)

【□の④】児童指導員任用資格とは？ ⇒ P14 の①から⑩のいずれかに該当する者

※ 実務経験を証明する際の従事期間と日数について、ご注意ください。

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることを言うものとする。例えば5年以上の実務経験であれば、実際に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものを言う。なお、産休・育休期間については、従事期間には算定できるが、勤務日数としてはカウントできません。

(例)実務経験証明書のうち ⇒ 「業務に従事した期間」⇒ H25.4.1~R2.6.30(7年3ヶ月)・「従事日数」⇒ 800日

上記の場合、従事期間は要件を満たしていても、従事日数が足りないため、5年以上の実務経験要件を満たしたことにはなりません。

児童発達支援管理責任者に就任する際は、P24・25の要件をみたしていることを「実務経験証明書」の提出をもって確認します。

【実務経験証明書】は右記のリンクを [Ctrl キー](#) 押しながらかlick → [様式ダウンロード\(指定関係書類\)](#)(大阪府HP)